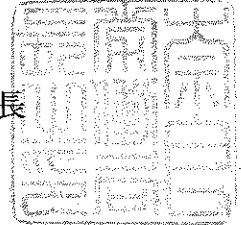


奈勞発基 0406 第 7 号
令和 2 年 4 月 7 日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局長



事業場における労働者の健康保持増進のための指針の
一部を改正する件について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康の保持増進については、昭和 63
年に、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 70 条の 2 第 1 項の
規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進措置を推進する
ため、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年
健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を策
定し、指針に沿った取組を普及してきたところです。

一方で、指針策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化
の一層の進展、働き方の変化等、日本の社会経済情勢が大きく変化し
ていく中で、事業場における健康保持増進対策についても見直しを図
るため、本年度、検討を行ってきました。

その結果、事業場における健康保持増進措置をより推進する観点か
ら、今般、別紙 1 の新旧対照表のとおり指針の改正を行い、令和 2 年
4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正後の指針は別紙 2 のとおりですので、改正後の指針に基づき、
労働者の健康管理が適正に行われるよう、関係事業場等へ周知方ご協
力をお願い申し上げます。

